

関係各位

名寄市消費生活センター
所長 小林 健

有料情報サイトの未納料金を請求するメールに注意!

消費者庁から、有料情報サイトの未納料金等を支払わなければ強制執行により財産を差し押さえるなどと脅迫する「LINE PLAY (ラインプレイ) 合同会社」に関する注意喚起がありましたので情報提供いたします。



事例

突然、LINE PLAY 合同会社 (以下L社) から「有料情報サイトの利用料金が未納のため、明日までに支払わない場合には、強制執行により財産を差し押さえる」と身に覚えのない「催告状」がメールで届いた。不安に思ってL社に問い合わせると「未納料 4 万 8 千円を送金するように」と指示された。送金後、さらに「退会手続きに不備があった、再度手続きを行う必要があるため、手数料 2 万 8 千円を送金するように」とメールが届いた。

※LINE PLAY (ラインプレイ) 合同会社と、LINE 株式会社及びその子会社等が提供している各種サービスや、同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

消費者へのアドバイス

- ◆ L 社は、サイトに記載されている住所に会社は存在せず、催告状に記載されている弁護士も実在しないことを消費者庁で確認していますので、メールが届いても信用しないようにしましょう。
- ◆ 有料情報サイトの利用料金が未納だとして、「期日までに支払わない場合は強制執行により財産を差し押さえる」などと脅しています。L 社から未納料金の支払いを求められても応じないようにしましょう。
- ◆ L 社に限らず、事業者からの支払請求があっても、請求内容に正当な根拠がない場合は、連絡をとったり、料金を支払わないようにしましょう。
- ◆ ご心配なことがありましたら消費生活センターにご相談ください。

【消費者庁注意喚起】

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150528adjustments_1.pdf

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日